

# 水道用液体塩素購入仕様書

## (趣旨)

第1条 本仕様書は、埼玉県（以下「発注者」という。）が消毒剤として使用する水道用液体塩素の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い、これを履行しなければならない。なお、本仕様書で水道用液体塩素とは日本ソーダ工業会規格 J S I A 05-1998 に定める「工業用液化塩素」であり、第2条第2項に定める規格に適合するものとする。

## (品質)

第2条 受注者が、発注者に納入する水道用液体塩素は品質管理された原材料を用い、製造工程及び製品についても品質管理されたものであること。

2 製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

### (1) 規格 1

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「省令」という。）第1条第16号に基づく基準を満たすものとする。

なお、最大注入率は50mg/Lとする。

### (2) 規格 2

規 格	項 目
塩素 (Cl <sub>2</sub> ) %	99.4 以上

評価は日本ソーダ工業会規格 J S I A 05-1998 に基づくものとする。

3 受注者は、契約締結後、直ちに発注者に、納入品の製造方法（原料、製品化等）について明記したものを作成しなければならない。

また、製造方法に変更が生じた場合は、納入前に発注者と協議しなければならない。

4 受注者は、契約締結後、発注者に、製造業者が製造する水道用液体塩素が省令第1条第16号別表第1に掲げる項目に適合することを証明する文書を初回納入時までに提出しなければならない。

## (品質検査)

第3条 受注者が、発注者に納入する水道用液体塩素の品質検査は、次項のとおりとする。

2 発注者は、製品の品質確認のため、隨時製造業者の工場、倉庫又は納入場所等において試料を採取し、品質検査を行うことができる。

なお、発注者による試料の採取が困難な場合には、受注者が試料の採取を行い、これを発注者に提出すること。

3 受注者は、前項の検査の結果が不合格となった場合には発注者の指示に従い、受注者の負担で交換又は引取りなどの措置に応じなければならない。

## (納入)

第4条 受注者は、発注者の指定する日時、数量、場所及び方法で納入しなければならない。その際、製品の製造元が発行する分析表を提出するものとする。

なお、納入の際に、発注者の指示に従い、事故防止に努め、適正な取扱いを行うこととする。

2 納入は埼玉県生活環境保全条例に適合したタンクローリー車によるものとし、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用しないこと。

(納入場所及び納入予定数量)

第5条 納入場所及び納入予定数量は次のとおりとする。

納入場所	住所	納入予定数量
大久保浄水場	さいたま市桜区宿 618	454 t

納入数量は処理水量、水質等の状況により変動する。

(納入期限)

第6条 納入期限は、令和7年4月1日から令和7年9月30日のうち、発注者が指示する日時とする。

(計量)

第7条 納入品の重量は、原則発注者が行う計量によるものとする。ただし、発注者が計量できない場合は、次項の書類による。

2 納入の際、受注者は発注者に以下のいずれかの書類を提出すること。

(1)計量証明事業者の計量証明書。

(2)計量法に基づく都道府県知事が指定した適正計量管理事業所の計量伝票。

3 前項の適正計量管理事業所の計量伝票を提出する場合は、あらかじめ適正計量管理事業所であることを確認できる書類を提出すること。

4 第2項の計量に当たっては、発注者が立ち会うことができる。

(補則)

第8条 受注者は、契約締結後、直ちに安全データシート（S D S）、製造事業者名、輸送事業者名及び緊急時の連絡先を記載した書面（担当者、昼夜の別を含む。）を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、製品納入の一連作業において、発注者に損害を与えた場合、あるいは発注者の構築物を汚染又は損傷させた場合は、受注者の負担で弁償及び復旧しなければならない。

3 受注者は、水道用液体塩素の製造、運搬及び納入等に当たり関係法令等を遵守すること。

4 本仕様書に疑義がある場合、又はこの仕様書に定めのない事項で必要なものについては、発注者、受注者協議の上定めるものとする。